関連用語解説

ア行

インフラ(30p等)

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。社会、経済、産業などの都市活動を維持し、発展を支える基盤のことであり、都市構造の基幹的部分を指す。都市計画においては道路、公園・緑地、上下水道、河川などが該当する。

雨水幹線(うすいかんせん)(47p等)

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きょのこと。

雨水調整池(うすいちょうせいち)(47p等)

下流の河川や水路の流下能力に見合うよう雨水の 一部を一時貯留(ピークカット)し、流出量を抑制 する施設(「横浜市水と緑の基本計画」2016(平成 28)年6月(横浜市環境創造局))

エリアマネジメント(52p)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・ 向上させるための、住民・事業主・地権者等による 主体的な取組のこと。(「エリアマネジメント推進マ ニュアル(2008(平成20)年3月」(国土交通省))

オープンスペース(15p 等)

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

(三省堂 weblio「造園カタカナ用語辞典」(社団法 人日本造園組合連合会)

大船駅周辺地区都市づくり基本計画(案) (35p)

神奈川県、横浜市、鎌倉市が、横浜・鎌倉両市域に及ぶ大船駅周辺地区の総合的なまちづくりを進めるため、平成5年9月に「大船駅周辺地区整備連絡協議会」を設置し、「大船駅周辺地区都市(まち)づくり基本構想」(平成6年7月)をまとめた。この基本構想をもとに、土地利用、道路交通施設、主要なまちづくり事業など大船駅周辺のこれからのまちづくり計画を案として平成8年2月にまとめたもの。平成15年1月に改定された。

温室効果ガス(18p 等)

地表面から放射される熱を吸収することで地球の 平均気温を保つ効果がある気体のこと。産業革命 以後、人の活動により温室効果ガス濃度が増大し ており、地球温暖化や付随する気候変動・異常気 象が引き起こされ、問題となっている。地球温暖化 対策の推進に関する法律では、現在、「二酸化炭 素(CO2)」「メタン(CH4)」「一酸化二窒素(N2 O)」「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」「パーフ ルオロカーボン(PFC)」「六ふっ化硫黄(SF6)」 「三ふっ化窒素(NF3)」の7物質が指定されてい る。

(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

力行

環境負荷(42p)

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への 悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を 及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負 荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であ って、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあ るものをいう。」としている。

(「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局))

幹線道路(13p 等)

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の 国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった 交通を受け持つともに、都市の骨格を形成する。

CASBEE(42p)

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階(S・A・B+・B-・C)に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもの。届出制度と認証制度があり、市のホームページでその評価結果を公表している。

建築物環境配慮計画は、「CASBEE-建築(新築)」を基本として、横浜市の制度用に編集した「CASBEE横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「CASBEE横浜「戸建」」を使用。

急傾斜地崩壊危険区域(48p)

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人家が5戸以上であることが指定の基準。区域に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定要件を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

狭あい道路(48p)

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

協働(40p等)

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や 社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげ ながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り 組んだりすること。

(「協働推進の基本指針(2012(平成24)年10月)」 (横浜市市民局))

区民活動(支援)センター(31p等)

市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動などの 拠点として地域の皆様の活動を応援していく施設 のこと。

建築協定(13p 等)

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地 の所有者等が特定行政庁の許可を受け「約束(協 定)」を互いに取り決め、一般的に地域で「協定運 営委員会」を組織して守りあっていくもの。また、建 築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協 定の効力は引き継がれる。

(「いちからつくる建築協定(2014(平成 26)年5月)」 (横浜市都市整備局)参考)

広域避難場所(23p)

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

公園愛護会(41p)

地域に身近な公園を安全で快適な場所として保っていくために、地域の主体的な活動として、美化活動や利用者へのマナー啓発などを行うボランティア団体。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6 月)」(環境創造局))

工業集積地域(13p等)

工業集積度が高く、今後とも都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域である。準工業地域、工業地域、工業専用地域の各一部からなる。

洪水ハザードマップ(23p)

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあ ふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範 囲と程度のほか、各地域の避難所等を示している マップのこと。

高速横浜環状南線(15p等)

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部で、金沢区の横浜横須賀道路「釜利谷ジャンクション」から戸塚区の一般国道1号を結ぶ、延長約8.9キロメートルの自動車専用道路のこと。

高齢化率(10p 等)

65歳以上の人口(老年人口)の占める割合のこと。 高齢化率は、65歳以上人口(老年人口)÷総人口 (年齢不詳を除く)×100で算出する。

国勢調査(10p等)

我が国に住んでいる全ての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。国勢調査の結果は、衆議院の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準など、多くの法令でその利用が明記されている。また、国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用されるのみならず、学術、教育、民間など各方面で広く利用されている。

コージェネレーションシステム(42p)

発電をしながら、同時に発生する熱を冷房・暖房・ 給湯・蒸気などに有効利用するシステムのこと。一 般に、燃料を燃やす火力発電所のエネルギー効 率は40パーセント程度だが、コージェネレーション システムでは電気と熱利用をあわせた総合効率は 80パーセント近くになり、省エネルギー、二酸化炭 素削減効果がある。

また、電力需要のピーク時に稼働させることによって、電力会社から供給される商用電力の負荷を平 準化させることができる。

さらに、コージェネレーションと商用電力が連系することで、電源の二重化・安定化によるエネルギーセキュリティの向上を図ることができる。

コミュニティ(21p 等)

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。

(「地域コミュニティの現状と問題(2007(平成 19)年2月7日)」総務省コミュニティ研究会第一回参考資料)

コミュニティハウス(21p 等)

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

混雑度(19p等)

道路の一定区間の交通容量に対する実際の交通 量の比。混雑度=交通量(台/12h)/交通容量 (台/12h)

(平成 27 年度全国道路·街路交通情勢調査説明 資料(国土交通省))

サ行

再生可能エネルギー(42p)

永続的に利用することができる非化石エネルギー 源から得られるエネルギーのこと。石油などの化石 燃料とは異なり、エネルギー源が絶えず再生・供 給されるので、地球環境への負荷が少ない。具体 的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大 気熱、バイオマスなどが挙げられる。

市街化区域(13p)

都市計画法第7条に規定される区域。すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

市街化調整区域(13p等)

都市計画法第7条に規定される区域。市街化を抑制すべき区域のこと。

持続可能な都市(まち)づくり(12p等)

「持続可能な開発(発展)」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

市民の森(16p等)

「緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づき、おおむね2へクタール以上のまとまりのある樹林地などを対象に、土地所有者と原則10年間以上の市民の森契約を結び、広場、散策道、ベンチなど簡易な整備を行い、市民に憩いの場を提供する制度。巡回や清掃などの日常管理は「市民の森愛護会」が行っている。土地所有者には固定資産税などの優遇措置のほか、奨励金が交付されている。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6 月)」(環境創造局))

主要な地域道路(37p等)

高速道路及び幹線道路以外の道路(地域道路) のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同 士を結ぶ道路のこと。

少子高齢化(1p 等)

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことに よって、人口全体に占める子供の割合が低下し、 高齢者の割合が高まること。

3 R (スリーアール) (42p)

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、 Reduce(リデュース: 発生抑制)、Reuse(リユース: 再使用)、Recycle(リサイクル: 再生利用)の頭文 字を取ったもの。

(「横浜市一般廃棄物処理基本計画~ヨコハマ3R 夢(スリム) プラン~」(2011(平成 23)年1月)(横浜市資源循環局))

生物多様性(16p 等)

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。

タ行

地域ケアプラザ(21p等)

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設。おおむね中学校区域に1か所を設置。

地域道路(37p等)

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

地域福祉保健計画(21p)

社会福祉法第107条に基づき、横浜市と横浜市社会福祉協議会で、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

地域防災拠点(23p 等)

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝達の拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

地域まちづくりルール(34p等)

建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織(地域が主体となって地域まちづくりを推進するための組織。)が地域住民等の理解や支持を得ながら、自主的に定めたルールのこと。認定を受けた地域まちづくりルールの対象地域において、地域まちづくりルールに係る建築等を行う場合には、地域まちづくり組織との協議や市長への届出が必要となり、地域まちづくり組織と市によりルールの運用、遵守を図る。

地球温暖化(16p 等)

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

地球温暖化対策(緩和策・適応策)(30p等)

地球温暖化対策には、「緩和策」と「適応策」の2種類がある。緩和策とは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用などにより地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制したり、樹林地の保全を通じて温室効果ガスを吸収させる対策のこと。適応策とは、昨今の異常気象など既に起こりつつある地球温暖化の影響に対して、自然や社会のあり方を調整して避けられない影響を軽減する対策のことで、ハード面では、大雨による浸水対策の下水道整備など、ソフト対策では、猛暑による熱中症の予防情報の提供などがある。

地区計画(26p 等)

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

地区センター(21p 等)

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主 的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラ ブ活動等を通じて相互の交流を深めることのでき る場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

特別緑地保全地区(4p 等)

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の緑地で、風致景観に優れるなど一定の要件を満たした 区域について、都市計画に定める地区。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6 月)」(環境創造局))

都市計画(1p等)

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたもののこと。都市内の限られた土地を有効に配分し、住宅や商業施設、工場などの建築敷地、道路や鉄道などの基盤施設用地、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの。

都市計画道路(4p 等)

都市計画法第 11 条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

土砂災害警戒区域(23p 等)

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に 市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害 警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律」に基づいて都道府県が調査を行い、 指定・告示する区域のこと。土砂災害警戒区域に 指定されると、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害ハザードマップ(25p)

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域等について、崖崩れ災害が予想される場合や発生した場合に、市民が適切な行動を取るために避難する方法や避難場所を示したマップのこと。

ナ行

農業専用地区(34p等)

まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の確立と都市環境を保全することを目的として、本市の要綱により指定される地区のこと。農業振興地域内で、農業生産性の向上及び地域農業の健全な発展が見込まれる面積 10 ヘクタール以上の地区を指定。

(「横浜市水と緑の基本計画(2016(平成 28 年)6 月)」(環境創造局))

ハ行

ハザードマップ(23p等)

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

(「大辞泉第二版(2012(平成 24)年 11 月)」(小学 館))

ハマロード・サポーター(41p)

市民や地元企業などからなる自主的に構成された ボランティア団体と行政が協働して道路の美化や 清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者 である横浜市は活動団体をハマロード・サポータ ーとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃 に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボ ランティア活動の支援を行う。

バリアフリー/化(35p等)

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。

(「横浜都市交通計画(2008(平成20)年3月)」(横 浜市都市整備局))

バリアフリー基本構想(5p 等)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律」に基づき、重点整備地区において、 鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共 施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建 築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推 進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー 化を図る経路、バリアフリー化のために実施すべき 事業の内容などを定めるもの。

マ行

緑の 10 大拠点(16p 等)

横浜市水と緑の基本計画に位置付けられている 市内におけるまとまった緑のこと。こどもの国周辺 地区、三保・新治地区、川井・矢指・上瀬谷地区、 大池・今井・名瀬地区、舞岡・野庭地区、円海山 周辺地区、小柴・富岡地区、都田・鴨居東本郷・ 菅田羽沢周辺地区、上飯田・和泉・中田周辺地区、 下和泉・東俣野・深谷周辺地区の 10 カ所がある。

ヤ行

谷戸(8p 等)

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のこと。貴重な源流域とその地形を生かした水田、農業用のため池及び水路が作られてきた。横浜市は多摩丘陵の終端部に位置するため、多くの谷戸がある。

用途地域(13p 等)

都市計画法における地域地区のひとつで、地域に おける住居の環境の保護又は業務の利便の増進 を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行 うもの。次の13種類がある。

- 1. 第一種低層住居専用地域
- 2. 第二種低層住居専用地域
- 3. 第一種中高層住居専用地域
- 4. 第二種中高層住居専用地域
- 5. 第一種住居地域
- 6. 第二種住居地域
- 7. 準住居地域
- 8. 田園住居地域
- 9. 近隣商業地域
- 10. 商業地域
- 11. 準工業地域
- 12. 工業地域
- 13. 工業専用地域

横浜·鎌倉市両市一体整備計画(案)(32p等)

大船駅西口地区の課題等の解決のために、横浜・ 鎌倉両市にわたる一体的な駅前広場や歩行者デッキ等の整備を行うと共に県道阿久和鎌倉線の整備を進めるものとして、横浜市と鎌倉市により平成10年1月に策定されたもの。

横浜市基本構想(長期ビジョン)(2p)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(おおむね2025年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置付けられる。横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。

(「横浜市基本構想(長期ビジョン)(2006(平成18) 年6月)」(横浜市政策局))

横浜市住生活基本計画(3p)

横浜市住宅政策審議会答申(2017(平成 29)年 4 月)及び住生活基本法(2006(平成 18)年制定)の 趣旨を踏まえ、横浜市基本構想(長期ビジョン)を 上位計画とする、住まい・住環境についての基本 的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

横浜市中期4か年計画(2p)

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策 の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知 恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、 オール横浜で「横浜市基本構想(長期ビジョン)」 の実現を目指していくための計画のこと。

横浜都市交通計画(3p)

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

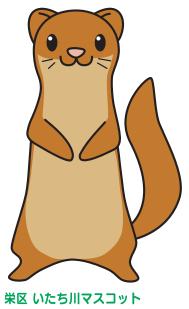
横浜市水と緑の基本計画(3p)

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を 体系的に位置付けた計画。

横浜みどりアップ計画(3p)

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱と、「効果的な広報の展開」に取り組む計画のこと。





米区 いたち川マスコット タッチーくん

令和2年3月発行

横浜市 栄区 区政推進課

住所:〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19

電話:045-894-8161

ファクス:045-894-9127

メールアドレス: sa-kikaku@city.yokohama.jp

WEBページURL:

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/toshikeikaku/

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

住所:〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話:045-671-2696

ファックス:045-663-8641

メールアドレス: tb-chiikimachika@city.yokohama.jp

